

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(刑事作業手当) 第13条 [略] 2～6 [略] 7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) [略] (3) 条例第10条の2第1項第3号の作業 ア 警ら用無線自動車の運転作業 (ア) 高速自動車国道で行う運転作業 作業1日につき 560円 (イ) [略] イ・ウ [略] (4)～(16) [略] 8・9 [略]	(刑事作業手当) 第13条 [略] 2～6 [略] 7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) [略] (3) 条例第10条の2第1項第3号の作業 ア 警ら用無線自動車の運転作業 (ア) 高速自動車国道又は国家公安委員会が指定する自動車専用道路で行う運転作業 作業1日につき 560円 (イ) [略] イ・ウ [略] (4)～(16) [略] 8・9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年3月3日から施行する。